ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十四年内務省告示第四十六号で指定した土地の区域（明治四十二年内務省告示第百八十一号で解除した土地の区域を除く。）及び明治三十四年内務省告示第四十七号で指定した土地の区域（明治四十二年内務省告示第百八十二号で解除した土地の区域を除く。）を除く。）

愛知県岡崎市恵田町
字藤倉　二番三　一号
字西前田　九五番一　二号
六五番　三号及び四号
六〇番四　五号
一二四番　六号
五七番　七号及び八号
字東前田　四八番四　九号
四六番三　十号
字大谷下　六五番　十一号及び十二号
六四番　十三号

二(一)　砂防法第二条の土地の表示

大草沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市小原町
梅ケ洞　二九六番一　一号
二九七番　二号
二九八番一　三号
八八一番　四号及び五号
三一四番　六号
八九二番　七号
八九四番　八号
三〇九番一　九号
三〇八番　十号
北洞　二八八番一　十一号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

愛知県豊田市田平沢町
藪下　二〇番
四〇番

大明神　一番
二番
三番一から三番八まで
四番一から四番七まで
五番
八番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市
田平沢町
藪下　三番一地先道路敷　一号
一〇番一　二号
二三番　三号
三三番二　四号
四〇番　五号
一四番　七号
大明神　一番　六号
立岩町
シンコロ　一一番二　八号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大宮川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成九年建設省告示第千三百六十号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）

愛知県新城市牛倉
字石井　七八番一　一号
六五番二　五号
六六番一　六号
六七番　七号
字吉竹　二四番六　二号
二六番一　三号
二六番一三　四号
一七番三　九号及び十号
五〇番一　十一号及び十二号
字上平　二番五　八号
字宮川　九五番　十三号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷津沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県田原市白谷町
谷津　二六番三　一号
四三番　二号
一九一番一〇六　四号
一八〇番四　五号
一八〇番三　六号
原　二四番　三号

〇国土交通省告示第四百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

つゆ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

徳島県三好市井川町
大佐古　一九七番一　一号
一九九番　二号
片山　一四五番一　三号
二五九番一　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好市井川町
大佐古　一〇番二　一号
一九五番二　二号
片山　二五九番一　三号
一五三番一　四号
一五三番二　五号
二五五番　六号及び七号
二二二番一二　八号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野田原谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

徳島県阿波市市場町日開谷字野田原
二七三番一及び二七五番二
二七六番
二七七番一から二七七番三まで
二七七番五
二八五番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県阿波市市場町日開谷字野田原
二〇八番　一号
二七三番二　二号、三号及び十二号
二七四番二　四号
二七七番一　五号
二七二番一　六号及び七号
二二五番一　八号
二一九番　九号
二七二番二　十号及び十一号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県那賀郡那賀町白石
字モリ下　三三番　一号
三一番三　二号から四号まで
字ハサコ谷口チ　二番一　五号
字大道　一番　六号
二番　七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南山東谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

徳島県名西郡神山町下分
字東稲原　三番二　五六番
五七番　一及び五八番二
五九番一及び五九番三
六〇番から六三番まで
六四番一及び六四番二
六五番一及び六五番二
六六番一及び六六番三
二七番
字南山
三三番一から三三番三
三四番から三七番まで
三八番一から三八番三まで
三九番から四二番まで
四三番一から四三番三
四四番から四七番まで
四九番
五一番